## はじめに―本稿の目的

「統計情報の現況と課題」というテーマ

計調査をめぐる社会的環境に至るまで、 が包含する範囲は極めて広い。企画設計 ることとしたい。 統計需要との関連で二、三の問題に触れ 現行統計体系を巨視的に観察しながら、 るが、本稿ではいささか視点を移して、 滑に実施するか――に集中する傾向があ れた条件の下でいかにして調査を正確円 ら統計調査の実施過程の問題――与えら る。そのため、我々の平素の関心は、専 任事務としての指定統計調査の実施であ てに共通と思われるが――、国の機関委 務は――地方公共団体の統計担当課すべ ている。ところが、本市統計課の主要業 論及すべき領域はすこぶる多岐にわたっ 査を実施する組織・機構のあり方や、統 情報の保管・提供に関する事項、 全過程はもとより、その結果作成された に始まり集計公表に終る個別統計調査の

#### 現行統計体系の特質と 統計需要との対応

となっている。 を構成し、統計需要全般に対応するもの 査と標本調査とを組合せてひとつの体系 れるとともに、また方法的には、全数調 区分され、重要性の見地から位置づけら 的には指定統計・承認統計・届出統計に となっているが、それらの官庁統計が法 わが国の現行統計は、官庁統計が主体

### ●一官庁統計と民間統計

ては不可能であるからである。歴史的に あるが、これらのことが民間企業におい 体に対する法的強制力を具備する必要が 経費と労力とを必要とし、かつ、調査客 な統計調査を実施するためには、莫大な 極めて限定されている。これは、大規模 に行われるようになったが、その領域は 等の必要から企業による統計活動も盛ん の別による分類である。今日、市場調査 統計作成の主体または調査実施の機関

> 実施することにより補っている状況とい 官庁統計の利用によってその要求を満 等、民間の統計需要もまた、基本的には っている。従って、企業や学術研究機関 官庁統計が独占的地位を占める結果とな 背景があり、今日の統計体系においては 治体制の成立と並行して整備されてきた も、近代的統計は、近世の中央集権的統 えよう。 し、不足部分を自ら小規模な統計調査を

> > たとえば、

中には国の出先機関をも含むが、都道府 散制」を採用している。地方統計機構の は調整機関(行政管理庁)を設けた「分 る)との二つの類型があるが、わが国で 散させ、別に調整機能をもつ機関を設け 計の分野に応じて複数の機関と事務を分 関に事務を集中させる)と「分散制」(統 機構の在り方として「集中制」(特定の機 計調査員)とをもって構成される全国的 省庁の出先機関、都道府県、市町村、統 な統計機構が存在する。これは中央統計 統計機構(各省庁)と地方統計機構(各 この官庁統計を作成するために、中央

> は検討すべき事項が多い。 調査における国と地方との関係について ることなしには、不可能であるが、統計 計調査の実施は、地方統計機構を経由す る中心的存在となっている。大規模な統 県及び市町村の統計主管課がこれを支え

託金として交付されるが、この委託 **化指定統計調査の実施に要する経費は委** 複し、地方統計機構の負担を増して が実施する統計調査の時期・内容等が重 総合調整機能が十分でないため、各省庁 切中央統計機構が分散制を採り、しかも

法令改正によらずに委任事務の種類や事 の新設改廃は規則所管事項であるため、 及び同法施行令に基づく機関委任事務と ヴ指定統計調査に関する事務は、統計法 のにしている。 実施する場合等には経理事務を繁雑なも して実施されるが、個々の指定統計調査 いので、同一期間中に複数の調査事務を は、各調査ごとに経理しなければならな

――はじめに―本稿の目的 -現行統計体系の特質と 統計情報資料整備の現況と課題 統計需要との対応 小地域統計整備の現況と課題

院量が増減し、地方公共団体の事務運営

(当指定統計調査事務の内、調査の企画や出指定統計調査事務の内容となっている。このみが委任事務の内容となっている。このみが委任事務の内容となっている。このため、地方統計需要に十分対応する内容とめ、地方統計需要に十分対応する内容の調査結果が得られないケースが多い、

## ❷─指定統計•承認統計•届出統計

調整法が適用される。 調整法が適用される。 指定統計はこれら 類であり、実質的には官庁統計はこれら 類であり、実質的には官庁統計はこれら 類であり、実質的には官庁統計はこれら

指定統計とは、「政府もしくは地方公 大団体が作成する統計であって行政管理 大団体が作成する統計であって行政管理 大長官が指定し、その旨を公示した統計 において最も重要な地位を与えられている。現在指定統計の数は一三六あるが、 る。現在指定統計の数は一三六あるが、 る。現在指定統計の数は一三六あるが、 るが一回限りのもののため現在は実施されていないもの若干を除き、大半は周期 れていないもの若干を除き、大半は周期 れていないもの若干を除き、大半は周期 れていないもの若干を除き、大半は周期

○以上の人または法人等から統計報告をるいは地方公共団体の機関を通じて、一るいは地方公共団体の機関を通じて、一

官庁統計活動の活発さを示している。位で年間二〇〇から二五〇の間であり、報告調整法第三条)。承認件数は調査単官の承認を受けて行うものである(統計徴集するため、あらかじめ行政管理庁長

届出統計の対象はやや広く、国と地方公共団体のほか、三公社、日本銀行及び公共団体のほか、三公社、日本銀行及び関が指定統計及び承認統計以外に作成する統計であり、あらかじめ行政管理庁長官に届け出るものである(統計法第八条届出を要する統計調査の範囲に関する政策を対象にある。

### ❸--全数調査と標本調査

金数調査と標本調査とは、調査対象の 全数調査と標本調査とは、調査対象の 経定方法に基づく分類であり、現行統計 は、がの事項について、全数調査または大本的な事項について、全数調査または大本的な事項については小規模な標本調査を一定周期で実施しそれ 以外の事項については小規模な標本調査 を実施し当該分野についての静態的構造 を実施し当該分野についての静態的構造 を実施し当該分野についての静態的構造 を実施し当該分野についての静態的構造 を行う。これらを併せて全般的な統計需 を行う。これらを併せて全般的な統計需

体の負担等の両面から規制される。

### ◆ - 統計体系と統計需要

以上が現行統計体系の概要であるが、次に、これと対応する統計需要について次に、これと対応する統計需要とまた行政需要触れてみたい。統計需要もまた行政需要触れてみたい。統計需要もまた行政需要かし、統計需要の主体を国民に求めることは、理念としては正しいが、いかにもとは、理念としては正しいが、いかにもとは、理念としては正しいが、いかにもとは、理念としては正しいが、いかにもとは、理念としては正しいが、いかにもとは、理念としては正しいが、いかにもとは、理念としては正しいが、いかにもとは、理念としては正しいが、いかにもといいであるが、

であろうか。 ついて求められる事項はどのようなこと 提に立つ場合、行政としての統計調査に ものでなければならない。このような前 の意思に基づき、国民の利益に奉仕する 国家のあらゆる活動は窮極において国民 利益に結びつく要素がないためである。 査のいずれについても、 の役割を果すものであるため、統計需要 かつ、他の目的のための補助手段として 計が本質的に専門的技術的性質を有し、 ようなイメージをもちにくい。これは統 ものであるが、統計需要についてはその 利益を充足する措置を行政側に期待する しかし、国民主権の政治体制において、 及びそれに対応する行政としての統計調 一般的に、行政需要は直接需要者側の 直ちに具体的な

> 第一には、統計調査自体が国民の利益 のながる政策や計画のためのものでなければならず、かつその目的のために的につながる政策や計画のためのものでない。

の配慮を払う必要がある。 をは、当然公権力の行使を伴うものであるので、調査客体(国民)に対する権利るので、調査客体(国民)に対する権利の配慮を払う必要がある。

第三には、統計調査の結果資料を積極的に国民に還元し、政府の政策や計画の ることである。近来行政情報の公開への ることである。近来行政情報の公開への 動きが急速に進展しているが、統計情報 動きが急速に進展しているが、統計情報 もまた行政機関が保有する最も貴重な情 をまた行政機関が保有する最も貴重な情

具体的には、統計需要の大口かつ経常 具体的には、統計需要の大口かつ経常 計体系は、基本的には国の統治上、政策計体系は、基本的には国の統治上、政策計体系は、基本的には国の統治上、政策計の必要に対応するものであり、政府自 
ないのが要に対応するものであり、政府自 
企業の統計需要をも満す内容を含んでいるというのが実情であろう。

れまた集計公表されているため、地方公の主目的に整合するかたちで企画設計さがって、統計調査の基本的内容は、そ

の導入等により早期公表の促進を図る必がある。たとえば、指定統計調査の結果がある。たとえば、指定統計調査の結果を利用する場合、様々の難点計をその調査の所管省庁が全国的規模で計をその調査の所管省庁が全国的規模で計をその調査の所管省庁が全国的規模で計をその調査の所管省庁が全国的規模であるが、今後は、集計における地方分査方式が、今後は、集計における地方分査方式が、今後は、集計における地方の各種統共団体や民間企業の側から現行の各種統共団体や民間企業の側から現行の各種統共団体といる。

要がある。

法により、どのような地域単位について 単位の表章が行われている指定統計調査 あるか、または、大規模な標本調査であ らに細分化した小地域単位のデータを得 たぬ状況である。しかも、この区域をさ 工業統計調査、住宅統計調査等十指に満 サス、事業所統計調査、商業統計調査、 を挙げてみても、国勢調査、 化した地域単位のデータを必要とする。 共団体や民間企業の場合は、さらに細分 地域的分布や地域的差異の状況を把握す れでは、小地域統計は現在どのような方 って小地域単位の集計結果の精度が利用 るためには、 要を満す統計は極めて少い。今、行政区 しかし、現状では、直ちにこのような需 村単位のデータで十分であるが、地方公 る場合は、都道府県単位、最小でも市町 に堪え得るものでなければならない。 また、結果表章において、政府機関が その統計調査が全数調査で 農林業セン

**実施されているか、その状況を次にみて** 

# 三----小地域統計整備の現況と

にとっては不十分なものといわざるを得計利用者―地方公共団体、民間企業等―からは十分かも知れないが、その他の統村であることは、政府の統計利用の立場

# ❶─指定統計調査の表章地域単位と

小地域統計の必要

重要項目について動態の把握を目的とす 位で表章する。これに対し、限定された るとともに、他方、標本の数や選定方法に 町村別等でも表章される。表章地域は、 果は、全国的集計の外、都道府県別、 らかにする目的があり、従って、その結 大規模な標本を対象とする調 査 を 実 施 態把握を目的とする場合は、全数または も制約され、統計の目的と調査方法との な標本調査として実施される場合、それ は、調査対象についての地域的構造を明 一者が集計様式を決定するともいえる。 方、 例えば、一定の時点における詳細な静 指定統計調査が全数調査または大規模 集計結果を都道府県ないし市町村単 当該統計調査の趣旨によって決ま

を含めて大きな課題となったのは、昭和 かんした地域―町丁字別、小学校区別、町内会区域別、用途地域別等―についてのデータを得るための集計が必要になってくる。 このように小地域統計の整備が、政府 このように小地域統計の整備が、政府

⑦昭和二十八年の町村合併促進法の施行る。
る・

可能になったことが挙げられる。

全国的規模における小地域統計の作成が

で昭和二十八年の町村合併促進法の施行 に伴い、市町村の合併が急激に進展した。 に伴い、市町村数は約5に減少し、そ この結果、市町村数は約5に減少し、そ の反面、区域面積は拡大した。当時、既 成の市が周辺の町村を吸収し、あるいは 成の市が周辺の町村を吸収し、あるいは だ、さまざまなケースが見られたが、い ずれの場合においても、合併の前後につ いて時系列による比較が困難となり、ま た従来の区域が有していた市街地または 農村部としての特性が失われ、統計利用 農村部としての特性が強く叫ばれるに至っ 地域統計の必要性が強く叫ばれるに至っ た。

> 集計作業のコンピューター化によって、 集計作業のコンピューター化によって、 集計作業のコンピューター化によって、 集計作業のコンピューター化によって、 集計作業のコンピューター化によって、 集計作業のコンピューター化によって、 集計作業のコンピューター化によって、 集計作業のコンピューター化によって、

業が進展した。

業が進展した。

大公共団体における小地域統計の整備事技術的条件が整ったことから、政府・地要が高まると同時に、それを容易にする要が高まると同時に、それを容易にする要が高まると同時に、

## ❷―政府の小地域統計整備事業

政府の小地域統計整備事業は、その殆んどが総理府統計局の事業となっているよとが、これは同局が小地域統計への需要がが、これは同局が小地域統計への需要が最も高い国勢調査及び事業となっていることから当になっている。

#### ⑦人口集中地区

沿革—昭和三十五年国勢調査以降所管—総理府統計局

場合においても、最小の表章単位が市町位は広狭さまざまであるが、全数調査の

開発、都市計画あるいは民間企業の市場

の第二の背景としては、

地域開発、社会

または地方ブロック単位等で 表 章 するを継続的に実施し、集計結果を全国一本る場合は、少数の標本を対象とする調査

(労働力調査、家計調査等)。 このよう

統計調査の種類により、表章地域単

て、その人口が五千人以上となる地地域の特質を明らかにするため 地域の特質を明らかにするため 地域の特質を明らかにするため

の調査区別の資料充実 、査の結果表章にも用いられている。 、本価の結果表章にも用いられている。

#### 所管—総理府統計局

日的一小地域別の集計結果を得るこ目的一小地域統計作成の基礎資料とする目的一小地域統計作成の基礎資料とする 集計作業の一過程として行われるも 集計作業の一過程として行われるも をして独自の意義はないが、これを として独自の意義はないが、これを として独自の意義はないが、これを として独自の意義はないが、これを

#### **砂国勢統計区**

とができる。

表章単位に用いられている。 定。昭和四十五年以降の国勢調査の結果沿革―昭和四十四年十月一日 現 在 で 設所管―総理府統計局

目的―国勢調査結果を都市内の小地域別目的―国勢調査結果を都市内の小地域別

市、東京都の特別区の存する区域及市、東京都の特別区の存する区域及市、東京都の特別区の存する区域及政にのいて、市区の全域を区分して

準とし、原則として五千人から二万人の範囲内とされる。原則として明 所に識別でき、かつ恒久的な境界を 解に識別でき、かつ恒久的な境界を がならず地続きでなければ なら な かならず地続きでなければ ならな

以上が「国勢統計区設定要領」に定める内容であるが、要は当該都市の行政にとって最も利用しやすい地域単位で区画とって最も利用しやすい地域単位で区画とって最も利用しやすい地域単位で区画とって最も利用しやすい地域単位に基づいて国勢統計区設定要領」に定め

## ・町丁、大字などによる区分

支所、出張所などの管轄区域による

学区域による区分

町内会、自治会またはその連合体の

地域による区分

この国勢統計区は、各都市の行政にとなどが主として用いられている。工場地区など)による区分

って最も利用しやすい地域単位として区面、時系列比較の点で優れている。ただ前区別結果表章の比較は困難で ある 反計区別結果表章の比較は困難で ある 反上のため、各都市間における国勢統石、時系列比較の点で優れている。ただし本市では設定していない。

田地域メッシュ統計

田地域メッシュは、全国を面積がほぼ一地域メッシュは、全国を面積がほぼ一度となる正方形の網の目状に区分したものであり、おおむね1㎞メッシュ。そののであり、おおむね1㎞メッシュ。その時性は、境界が恒久的であり、時系列比較が容易であるが、他方、機械的人為的境界であるため、行政面における直接的利用があるため、行政面における直接的利用があるため、行政面における直接的利用があるため、行政面における直接的利用があるため、行政面における直接的利用があるため、行政面における直接的利用があるため、行政面における直接的利用があるため、行政面における直接がほぼ一度地域メッシュ統計

設定してはならない。

⑦統計用小地域の標準化について

く、データ・バンクの準備作業の一環として、「小地域情報システム」の開発をして、「小地域情報システム」の開発をして、「小地域情報システムである。単位として整理し得るシステムである。この場合、小地域設定の方法が最大の問題であるが、ここでは特に住居表示実施題であるが、ここでは特に住居表示実施とは注目される。

況であるが、根本的には地方集計を当該 共団体のとる手続は簡略化されている状 ことに関連して、地方集計を実施する場 指定統計調査の事務の一過程としてオー の手続をとっているため、個々の地方公 政管理庁長官に対し地方集計の包括承認 的には当該指定統計調査の主管省庁が行 るものである(統計法第一五条)。一般 ることにより禁止規定の適用除外とされ 禁止されている事項であるが、行政管理 外使用に該当するものとして、原則的に 集計として実施されている。これらの地 ソライズする改正が必要であろう。この 庁長官の承認を得て使用の目的を公示す 方集計は、現行統計法上は調査票の目的 は、指定統計調査の地方集計または独自 ❸─地方公共団体の小地域統計整備事業 地方公共団体の小地域統計 整 備 事業

原データ(個票の内容)は集計完了

急な検討が望まれる。
急な検討が望まれる。
急な検討が望まれる。
急な検討が望まれる。
急な検討が望まれる。
会な検討が望まれる。
会な検討が望まれる。
会な検討が望まれる。

することが望ましい。この意味にお 域統計の表章地域単位との整合性を考慮 調査の設定に当り区を後日実施する小地 作業を容易にするためには、 ぞれ精度が異る結果になるが、この同定 定と調査対象単位の同定とがあり、 作業である。これには、調査区単位の同 表章地域単位との境界相異に基づく同定 計単位である調査区と当該小地域統計の いて、調査区を町丁界に整合させる措置 (分割区の設定)が採られたことは評価 小地域統計整備における主 要な事務 当該指定統計調査における最小の集 昭和五十五年国勢調査区の設定にお あらかじめ それ

を整備すること、すなわち、一つの基本 を整備すること、すなわち、一つの基本 をが、今後の問題としては、統計データ るが、今後の問題としては、統計データ るが、今後の問題としては、統計データ るが、今後の問題としては、統計データ

となる小地域単位について各種指定統計されて来たところであるが、それを踏まされて来たところであるが、それを踏まずーマについては、これまでも種々論議テーマについては、これまでも種々論議が必要であるが、との場合、その小地域が必要であるが、この場合、それを踏まされて来たところであるが、それを踏まされて来たところであるが、それを踏ません。

を占め、 て町丁字区域との整合性をはかることに が昭和五十五年国勢調査の調査区につい あったという結果が報告されている。 細分化した小地域の利用が全体の約半数 ۲ 管の調査区関係書類の利用状況からみる 0 このうち約千の市町村において町丁字別 に細分化した小地域統計を作成したが、 が何らかのかたちで市町村の区域をさら 集計の実施状況として、約二千の市町村 利用が多い。昭和五十年国勢調査の地方 概要」佐々木茂二 統計情報二八巻七号 人日の利用があったが、市町村の区域を 一九七頁)。このことが、総理府統計局 (「昭和五十五年国勢調査調査区設定の 表章を行った。また、総理府統計局保 地方集計の実態としては、町丁字別の 昭和五十三年度に約二五〇件、 その殆んどが町丁字別の利用で 延千

から―。統計情報二八巻七号二〇三頁)。 地域統計のニーズ―アンケート調査結果地域統計のニーズ―アンケート調査結果しおいても、小地域表章単位と調査結果においても、小地域表章単位とした動機となった。行政管理庁が行った

ての集計にも便利であることが挙げられ される区域が多く、それらの区域につい 区)の場合は、町丁字の積み上げで設定 他の行政上の地域単位(例えば、小学校 この理由としては、町丁字が行政区画と 現実の事業目的への利用に不便である欠 が可能であり、また、町丁字区域より細 とつの柱は、本市統一メッシュ単位であ 備は町丁字単位中心に進められている。 減されたことは小地域統計における町丁 調査区が設定され、同定作業が大幅に軽 る。加えて、今回町丁字界に整合させて して最も基本的な地域単位であること、 点を有する。 るため、どの行政区画とも整合性はなく、 その反面、機械的抽象的な地域単位であ 計にも利用できる、等の長所を有する。 かい区域であるため、他の小地域別の集 恒久性を有するため、長期時系列の比較 にメッシュ単位の表章は、境界が固定性 ○のメッシュ網がカバーしている。一般 トルの区画であり、市の全域を約七九〇 る。本市統一メッシュは、方二五〇メー った。本市においても、小地域統計の整 字別の意義と効用を一層高める結果とな 本市における小地域統計整備のもうひ

行政区域のうち市街地のみであり、かつとして注目されている。街区の存在は、ないが、小地域統計の最も基礎的な単位街区単位の表章はまだ具体化されてい

和五十八年四月一日現在)。場合、その状況は次のとおりである(昭は居表示実施地域に限られるが、本市の

用等)、さらに街区の数は町丁字の数を げが可能であること、メッシュと異り町 りさらに小さく、他の小地域への積みあ 蓋然性が高いこと、町丁字やメッシュよ であること、 現実の区画と一致し地形地物による境界 もつ。しかし街区は、 充足できないデータ需要を満す可能性を 結果には秘匿を要するケースが多くなる の作業量が増大すること、街区別の集計 活環境の測定等において、町丁字別では 丁字区域と整合性を有するこ と 等 数 多 こと等も検討を要する。 こえるので、調査区同定や調査対象同定 は、いかなる方法によるべきかが問題で 表章単位とする場合、 つこと、地番との対応が明確であること、 (現在一七・五八%) にしか存在しな 街区のもつ長所は、境界が恒久性をも 行政区域面積 実施済み面積 対象市街地面積 住民参加による地域計画の策定や生 (仮想街区の設定、町丁字単位の併 住居表示実施地域において街区を 共通の地域特性をもち得る 二〇四・二〇続 四二九・〇九続 他の地域について 市域の極めて一部 三六・四五% 七五·四五烯

最後に、今後の小地域統計整備の課題

.

り、充十言要な十分に引ತし、これなとして、次の点を指摘しておきたい。

足する統計を整備すること。

() 政府や県の小地域統計整備の状況を 把握し、本市の事業はそれとの重複を 避け、不足を補完するものとすること。 避け、不足を補完するものとすること。 避け、不足を補完するとのとすること。 の実施段階の業務、特に調査区設定や の実施段階の業務、特に調査区設定や 調査票の審査等と密接な関連があること。 とを十分認識すること。換言すれば、 とを十分認識すること。換言すれば、 とを十分認識すること。 とを十分認識すること。 とを十分認識すること。 を記述。

# 四----統計情報資料整備の現況と

態も多様化し、保管や利用の面で新たな供されている。印刷物はその通常の形態のあるが、マイクロ・フィルム、磁気テであるが、マイクロ・フィルム、磁気テープ等技術革新の進展に伴い、資料の形態の資料

用する場合もある。このためには、 いは、 について観察してみたい。 に接近するための手段を整備することが 情報資料の蓄積は多ければ多い程、 または地域間における比較を行い、ある 管理が行われなければならない。統計の るという観点に立つ場合、当然その集中 を特定の機関、特定の部局における利用 大きな課題となる。これらの問題を本市 価値は高まる。一方、資料が膨大になる める場合だけでなく、時系列における、 を、特定の時点と特定の地域について求 利用においては、特定の統計調査の結果 ではなく、不特定多数の利用者に提供す 問題が生じている。今、統計調査の結果 その整備、特に利用者が所要の資料 各種統計調査の結果を総合的に利

# )―本市における統計情報資料の整備

本市においては、「行政資料の保管に 素六〇号)に基づく行政資料の集中保管 第六〇号)に基づく行政資料の集中保管 第規程により統計課の所管とされ、行政 資料室の運営が行われている。集中保管 で対象は、統計関係だけではなく、ひろ く行政資料全般に及んでいる。すなわち 「印刷物刊行物であって、各種事務事業 の調査成果に関するもの、行政上の必要 により作成し、また入手した統計的、基

年報等が刊行され、相互交換により、 ごとの報告書やそれを収録した総合的な の独自集計の結果報告についても、調査 単独統計調査の結果または指定統計調査 う。<br />
指定統計調査については、統計法に 定統計調査の独自集計結果報告である 共団体の単独統計調査の結果報告及び指 方公共団体の刊行物としては、各地方公 行政資料室の収集対象は、政府刊行物と 方公共団体、その他の団体等に分れるが、 付されている。また、各地方公共団体の おける結果公表規定に基づき、調査ごと してその実施に当った地方公共団体に配 に報告書が刊行され、調査系統の一環と しては指定統計調査の集計結果報告、 統計情報資料の刊行機関は、政府、 坳

> 用を可能にする必要があるが、このため がネット・ワークを作り、資料の相互利 ましい。また、単独の資料室の収集には 刷カードとして作成提供されることが望 り、目録記述においても、刊行年や形態 冊子目録だけでなく、コンピュータによ 索手段の整備のためには、カード目録や らに、今後の資料の増大とその多角的検 には、総合目録の作成が前提となる。さ 限界があるので、各機関に属する資料室 ごとに作成することは困難であるので印 要である。このような目録を個別の機関 だけでなく、統計調査の内容の記述も必 り、書名・著(編)者名による検索だけで 計情報資料の場合は、一般の図書とは異 とは最少限の要請であろう。しかし、統 る検索方法も検討する必要があろう。 しての検索に遺漏のないよ**う**整備するこ 適用が可能であり、これによって図書と 統計調査名による検索も必要であ

# ❸--統計情報の一元的管理と利用

計等が必要な場合、複数の印刷物、ある 来たが、これには種々の欠点があった。 来たが、これには種々の欠点があった。 作成の面においては経費と労力、保管面 においてはスペースの確保等の問題を生 においてはスペースの確保等の問題を生 においては、時 においては、時 においては、検 においては、検 においては、検 においては、検 においては、 を生 においては、 にないる、 にないる。 にないる、 にないる。 にないる、 にないる。 にないる、 にないる。 にない。 にないる。 にないる。 にないる。 にない。 にないる。 にないる。 にないる。 にないる。 にないる。 にないる。 にないな。 にないな、 にないな。 にないな。 にないな。 にないな、 にないな、 にないな。 

門図書館とみなすことができるから、

然図書館的整理法(目録法・分類法)

室は、その実体において特殊図書館、専段をいかに整備するかである。行政資料れらの資料を活用するため、その検索手料の収集が進められている。問題は、こ

い難点があった。今日、大規模統計調査大めの時間と労力を費さなければならなばならず、求めるデータを得るために多載されている複数の統計表を調べなけれ

いは同じ印刷物においても異る箇所に掲

の集計はコンピュータにより行われてい

に汎用性の高い統計情報については、各ユータ利用を具体化する必要がある。特保管及び利用の段階をも一貫するコンピーのでは、今後は、これと併せて統計情報の

データ・ベースを編成することが望まし部局の共通利用を可能にするため、統計

システムの確立と統計情報センター設置本市統計課においても、統計情報管理

社会統計係長>

方針である。<総務局事務管理部統計課試行例等を研究しつつ検討を進めていくとを長期目標とし、他の地方公共団体の

48